

海上試運転における発電装置の試験要件に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

海上試運転における発電装置の試験要件に関する事項

改正理由

現行の鋼船規則検査要領 B 編においては、機関区域無人化設備を有さない船舶（以下、非 M0 船という）における海上試運転での発電装置のブラックアウト試験の要件が規定されており、同試験は原則主機が常用出力で運転中に実施するよう規定されている。

しかしながら、当該ブラックアウト試験は、作動を確認すべき関連機器すべてが負荷運転状態にある主機出力状態において実施することで、同試験の目的である試験項目について、十分に確認することができることから、機関区域無人化設備を有する船舶（以下、M0 船という）においては、必ずしも常用出力時に行わなくてもよいよう 2010 年 10 月 15 日付一部改正にて関連規定を改めている。

上記の取扱いは、M0 船、非 M0 船に関わらず適用可能であることから、今般、非 M0 船についても、M0 船における試験要件と同様に関連規定を改めた。

改正内容

海上試運転における非 M0 船の発電装置のブラックアウト試験に関する要件を改めた。